

## 農政産業観光委員会会議録

日時 平成29年7月3日(月) 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後2時30分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 久保田松幸  
副委員長 猪股 尚彦  
委員 中村 正則 渡辺 英機 望月 勝 塩澤 浩  
杉山 肇 水岸富美男 土橋 亨

委員欠席者 なし

### 説明のため出席した者

産業労働部長 佐野 宏 産業労働部理事 弦間 正仁 産業労働部次長 渡邊 和彦  
産業労働部次長 飯野 正紀  
労働委員会事務局長 清水 正  
産業政策課長 初鹿野 晋一 商業振興金融課長 高野 和摩  
新事業・経営革新支援課長 内藤 裕利 地域産業振興課長 津田 裕美  
企業立地・支援課長 一瀬 富房 労政雇用課長 上野 睦  
産業人材育成課長 細田 孝  
労働委員会事務局次長 鈴木 昌樹

農政部長 大熊 規義 農政部理事 相川 勝六 農政部次長 奥秋 浩幸  
農政部技監 渡邊 祥司 農政部技監 土屋 重文 農政部副参事 福嶋 一郎  
農政総務課長 山岸 正宜 農村振興課長 八巻 武正  
果樹・六次産業振興課長 武井 和人 販売・輸出支援室長 草間 聖一  
畜産課長 鎌田 健義 花き農水産課長 原 昌司 農業技術課長 安藤 隆夫  
担い手・農地対策室長 中村 毅 耕地課長 清水 一也

公営企業管理者 赤池 隆広 エネルギー局長(企業局長併任) 宮澤 雅史  
企業局次長(エネルギー政策推進監併任) 秋元 達也 企業局技監 日向 一郎  
エネルギー政策課長 杉田 真一  
企業局総務課長 櫻井 順一 企業局電気課長 浅川 晴俊

観光部長 樋川 昇 観光部理事 仲田 道弘 観光部次長 市川 美季  
観光企画課長 内藤 梅子 観光プロモーション課長 大久保 雅直  
観光資源課長 小田切 三男 国際観光交流課長 古谷 健一郎

### 議題(付託案件)

- 第51号 山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例中改正の件
- 第54号 山梨県公営企業の設置等に関する条例中改正の件
- 第55号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第2条繰越明許費中農政産業観光委員会関係のもの
- 第57号 訴えの提起の件

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、産業労働部・労働委員会関係、農政部関係、エネルギー局・企業局関係、観光部関係の順に行うこととし、午前10時00分から午前10時45分まで産業労働部・労働委員会関係、午前11時00分から午後0時11分まで農政部関係（途中、午後0時11分から午後1時30分まで休憩をはさんだ）、午後1時30分から午後1時37分までエネルギー局・企業局関係、午後1時50分から午後2時30分まで観光部関係の審査を行った。

主な質疑等 産業労働部

第51号 山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例中改正の件

質疑

猪股副委員長 今回の条例改正は、本県の基幹産業を支える若者の確保や育成を目的とした技能検定試験手数料を減額するというものでございます。本県における技能検定の現状や今後の展望について、何点か伺います。

最初に、この技能検定はどのような検定なのか、その目的や制度の概要について、お伺いします。

細田産業人材育成課長 技能検定の目的や制度の概要についてであります。技能検定は、労働者が有する技能の習得レベルを評価する国家検定制度であり、労働者の技能と地位の向上を図り、ひいては産業の発展に寄与しようとするものであり、職業能力開発促進法に基づいて実施しております。

検定試験は、学科試験と実技試験で構成され、検定の等級は、試験の難易度が高い順に1級、2級、3級に分かれておりまして、職種によっては難易度を分けずに単一等級や管理監督者向けの特級があります。また、合格者には技能士の称号が与えられます。

猪股副委員長 次に、本県における技能検定の実施状況についてであります。受検者の技能レベルに合わせ、各等級で検定を実施しているとのことですが、本県では、昨年度、どの程度の受検者や合格者がいて、そのうち今回の手数料減額の対象となる2級、3級を受検する35歳未満の若者はどの程度いるのか伺います。

細田産業人材育成課長 昨年度の受検者ですが、全ての等級をあわせると1,681名でありまして、そのうち合格者は901名となっております。そして、今回の手数料減額の対象となります2級の受検者であります。511名でありまして、そのうち35歳未満の方は69.7%に当たる356名であります。また、3級の受検者は699名でありまして、そのうち35歳未満の方は95.7%に当たる669名であります。

猪股副委員長 2級、3級の受検者は大半が35歳未満の若者であるということですが、若いうちからこうした検定試験に取り組むということは、本人の能力開発や技能向上への動機づけの観点からも非常に有効だと考えます。そこで、技能検定にはどのような職種があるのか、また本県において若者が多く受検する職種は何か、その

辺はいかがでしょうか。

細田産業人材育成課長 技能検定でございますが、現在、機械加工や建築大工など、合計126職種の試験がありまして、本県では、今年度、そのうちの61職種の試験を実施することとしております。また、若者が多く受検する職種であります。測定器等により部品等の測定を行います機械検査、工作機器により切削加工を行う機械加工、トランジスタ等を用いて電気機器の組み立てを行う電気機器組み立てなどがございます。

猪股副委員長 今回の手数料の減額幅は、2級、3級ともに9,000円であり、これまでの試験手数料と比較すると一定の負担が軽減されることとなりますが、今後、どの程度を受検者の増加を目指していくのか、その辺はいかがですか。

細田産業人材育成課長 昨年度、策定いたしました第10次山梨県職業能力開発計画におきまして、平成32年度における受検者数の目標値を設定しております。平成27年度の実績に対し10%の増加を目指すこととしております。具体的には、2級につきましては540名、3級につきましては710名に増加させることを目標としておりますが、関係機関等と連携する中で、目標値よりも多くの方に受検していただけるように取り組んでいきたいと考えております。

猪股副委員長 最後になります。本県の基幹産業を支える若者を確保、育成するためには、今回の技能検定試験手数料の減額による負担軽減に加え、技能検定制度そのものやものづくり分野における技能の大切さ、すばらしさを広く若者に浸透させ、ものづくりマインドを高めていくことが重要だと考えます。今後もこうした取り組みを推進し、本県経済のさらなる発展に努めていただきたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第55号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第2条繰越明許費中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(産業集積促進助成金について)

土橋委員 企業立地・支援課のところ、4,164万6,000円とありますが、内訳を教えてください。さっき3社と言ったんですけれども。

一瀬企業立地・支援課長 一番初めに申し上げました上野原市のトリケミカル研究所でございますけれども、自社所有地への増設ということで、3,212万7,000円を計上してございます。

次の株式会社ジインズ、これは情報サービス業者ですけれども、オフィスの増設を自社所有地内に行うということで、629万8,000円の助成を行う予定でございます。

最後に、武田広告社でございますが、ここはインターネット上で総合情報ポータルサイトを新たに運営するというので、オフィスとか通信機器をリースすることとしておりまして、その賃借料に対し助成するものでございます。金額は3

22万2,000円でございます。

(プロフェッショナル人材戦略拠点設置について)

水岸委員

産の4ページのプロフェッショナル人材戦略拠点設置事業費について伺います。県内中小企業を取り巻く経営環境は、消費者のニーズの多様化などが大きく変化し、新商品の開発や販路拡大といった経営革新は、個々の企業にとって非常に重要な課題となっていると思いますけれども、プロフェッショナル人材戦略拠点では、企業の経営革新に向けた人材確保について、具体的にどのような支援を行っているのか、まず伺います。

上野労政雇用課長 拠点到設置しておりますマネジャーやサブマネジャーが、県内の中小企業の経営者との面談を通じまして、企業が必要とするプロフェッショナル人材のニーズを具体化した上で、現在、登録しております21の人材ビジネス会社を通じて、全国から該当する人材を探し出し、企業の採用に結びつけるよう支援を行っているところでございます。

水岸委員

拠点開設は当初は国からの委託事業で、全額国が費用負担していると記憶しておりますけれども、今年度は地方創生交付金を財源としているとの説明がありましたが、これの経緯はどうなっているのか、お願いいたします。

上野労政雇用課長 委員がおっしゃいますように、平成27年度は内閣府から県への委託事業として、事業費については全額が国からの委託費でございました。平成28年度からは県の直轄事業となりましたが、予算額4,789万6,000円の財源につきましては、全額が国からの地方創生加速化交付金により運営しているところでございます。

平成29年度は、国の方針が変わりまして、地方創生推進交付金事業とする方針が示されまして、県負担が2分の1生ずることとなりました。このため、事業費の見直しを行いまして、当初の予算額として2,282万7,000円を計上したところでございます。

今回、平成28年度末に地方創生推進交付金のモデル事業として位置づけられまして、今度は各道府県に一律2,000万円が全額国費で交付することが決定されましたため、今回の補正予算に計上したところでございます。

水岸委員

この事業は東京都以外の道府県で実施と聞いていますけれども、運営開始から現在までの全国と山梨県の採用実績はどうなっているのか、また県内ではどのような人材が実際に雇用されているのか、最後に伺います。

上野労政雇用課長 運営の開始から本年の5月まで、全国46道府県の実績につきましては、1道府県当たり平均で約30人、総数で1,360人が採用されているところでございます。本県については、平均を少し上回る34人が採用されているところでございます。

また、県内で採用された人材といたしましては、製造業の工場長や生産管理、設計開発のマネジャーなどが最も多くございまして、14人となっております。続いて、総務経理などの責任者が8人、営業部門の責任者が7人となっております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第57号 訴えの提起の件

質疑

杉山委員 この会計検査院の検査で、県委託先の6団体、6市町村の合計12団体が事業の返還対象となったと聞いておりますけれども、事業全体の返還額と各団体からの返還状況はどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

上野労政雇用課長 12団体全体の返還額は9,544万4,851円となっております。各団体から県への返還状況につきましては、全12団体のうち、10団体につきましては平成27年度中に返還を終え、1団体につきましては平成27年度から分納により返還しているところでございます。未解決の案件は、今回の訴訟の案件のみとなっておりますところでございます。

杉山委員 今回のこの件について、この事業の支給要件となる新規雇用失業者に該当しないというような指摘をされたということですが、この新規雇用失業者に該当しないとされた理由は何なのか、教えていただきたいと思っております。

上野労政雇用課長 新規雇用失業者の要件については3つございまして、1つ目は公募により募集するということ、2つ目は失業者を雇用するということ、3つ目には雇用期間が通算1年以内であるということでございます。平成23年度の事業分につきましては、公募による募集が実施されていないということと、雇用期間が1年を超えているものが雇用されていたという指摘があったところでございます。また、24年度事業分につきましては、ハローワークで公募をしていたわけですが、公募していた条件と異なる条件で採用されていたため、会計検査院のほうで公募による採用と認められなかったものでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(県産日本酒のPRについて)

渡辺委員 山梨は言わずと知れた山紫水明地と言われて、非常に水がすばらしい。特に地元のことをPRするわけではありませんけれども、神奈川も東京都もこの富士東部の水が皆さん方の大きな支えになっている、水がめとしての位置にあるわけですから、そうした中で、すばらしい地下水を利用して日本酒という部門で大変に活躍されているところがあるわけです。

新聞に出ておりますけれども、昨年、インターナショナルワインチャレンジというのがありました。ここでは、ワインはロンドンで審査され、日本酒はなぜか

神戸で審査された。私の地元と言ってはまた宣伝になりますけれども、日本酒の純米酒の部門で金賞に選ばれた、こういう大変うれしいニュースが載ったわけです。そこで、日本酒の蔵元の数も大変少ないと聞いておりますけれども、PRしながら本県のイメージを高めることは非常に大事ななという思いがするわけです。

そこで、まず1点、今年度は県外の皆さんに対してどのようなPRをしようとしているのか、具体的に伺いたいと思います。

津田地域産業振興課長 日本酒の県外向けのPRでございますけれども、今年度は県の酒造組合が、年明け2月に幕張メッセで行われる大規模な食品イベントに出展して、県産日本酒というものをPRしていくということですので、県としましてもこの事業に補助をしまして、効果的なPRができるように支援してまいりたいと思います。

渡辺委員 私も酒はちょっと飲めないのですが、酒の味ということは非常にわからないんですけれども、幕張メッセで行われる、全国からいろいろなおいしい地酒が入ってくるんだろうと思いますけれども、やはりそうしたところでの宣伝活動、PRが非常に大事かと強烈に思うんです。

もう1点、日本酒については、海外対策とか、非常に国も力を入れている。アジアでの消費はふえているということも聞いております。その中で、この潮流に乗りながら、県産日本酒についても海外でPRすべきかなと思います。山梨と言えばワインということが先行しておりますけれども、ここでやはりともにトップセールスでいく必要があるかと思うんですけれども、どういう計画を、今、されているのか。具体的な計画がありましたら教えてもらいたいと思います。

津田地域産業振興課長 海外へのPRでございますけれども、今年度は知事トップセールスの中で、県産酒のPRをしてまいります。7月には台湾で、台北、台中の百貨店の物産展等に出席いたします。秋にはベトナムで、こちらは行政の関係者ですとか、酒類を取り扱う事業者の説明会をまいります。

特にベトナムは酒類の消費が伸びていまして、日本酒への関心も高まっていると聞いております。それから、水があまりよくなって、きれいな水の山梨というのは非常に好意的に受け入れられるのではないかと考えておまして、きれいな水でつくった県産日本酒ということをしかり説明してまいりたいと思います。

渡辺委員 台湾とベトナムということでしたが、ベトナムというのは、今、お話を聞くと非常に歓迎しているような雰囲気を聞いたんですけども、この辺、調査等、具体的にされた経緯とか、ベトナムの人たちの酒に対する思い、もう1点、気になるのが、日本酒というのは高級酒のイメージなのか、そうしたことについてはどんなふうにとらえているのでしょうか。

津田地域産業振興課長 ベトナムの状況でございますけれども、現在、ジェトロ山梨などに聞いておまして、また、昨年度まで、酒造組合で自主事業として行っていることもありますので情報収集をしておりますが、全体的に日本酒は高級なお酒として捉えられているということでございます。

ただ、今後、日本酒の関税も引き下げられるようですので、もうちょっと普及していくのではないかとおぼやかし、今後、また実施までに情報収集を重ねて、ベトナムの現地の状況をよくわかった上でトップセールスのほうでPRをしてまいりたいと思います。

渡辺委員

最後に伺いますけれども、そういう意味では、非常に用意周到な計画を立てて、成功に結びつくようなPRをしてもらいたいと思います。

もう1点、別の観点から見ますと、これはここでお答えしてもえらるかどうかわかりませんが、県内で酒米をつくって農業振興を図ろうという人たちが、今、ふえています。特にうちのほうの地元でもそういう人がふえておりますけれども、そうしたことは、酒の販売量の増加とともに、農業の振興にも非常に有益というか、貢献できるということで、相乗効果が期待されると思いますけれども、この辺についてはどんな考えでいるのか、ありましたらお願いしたいと思います。

津田地域産業振興課長 県内で酒米をつくって県産酒をつくるということ、幾つかのメーカーで行っているようでございます。まだ県も情報収集の段階ですが、そういったところの情報を集めまして、県産100%の日本酒というものは非常に県のイメージアップにもつながると思いますので、課題があればメーカーと一緒に考えていきたいと思っております。

(地域の商店街の活性化に向けた取り組みについて)

猪股副委員長

私は甲斐市の商工会の理事という立場からも、商店街の活性化についてお聞きいたします。

地域の商店街では、売り上げの減少や店主の高齢化、後継者の不在等により商売を続けることができず、店を閉める商店がふえ、その結果として、商店街に空き店舗がふえ、さらには客足が遠のくなど、悪循環が続いています。こうした状況に少しでも歯どめをかけ、商店街ににぎわいと活力を取り戻すためには、地域の商店街を支える市町村や商工会とともに、県も積極的に支援をすることが必要だと考えます。

商店街活性化のため、県はどのように取り組みを進めておられるのか、その点についてお伺いします。

高野商業振興金融課長 委員御指摘のとおり、地域の商店街は、個人消費が低迷する中で、モータリゼーションの進展ですとか、郊外の大店の進出によりまして、また最近ではAmazonとか楽天といったインターネット通販が伸長しておりまして、シャッター街がふえるなど、大変元気がない商店街がふえている状況が続いております。

こうしたことから、県では市町村や商工会議所等と連携いたしまして、商店街活力再生支援事業補助金によりまして、例えば空き店舗への創業支援ですとか、防犯カメラや街路灯のLED化といった施設整備、あるいは商店街活性化のためのイベントの開催、あとは若手店主を育成するためのセミナー等を開催する中で、支援を行っている状況でございます。

猪股副委員長

今、説明いただきましたそうした取り組みを実施した結果、商店街の活力の再生という点でどのような成果があったのか、その効果の検証を行い、次の取り組みに発展させていくことが大事だと思っております。

これまでの取り組みで、具体的な成果を教えてくださいたいと思います。

高野商業振興金融課長 例えば昨年度の取り組みでございますが、甲府市の小江戸祭りですとか、桜座の夏祭りといったイベント等に助成をしております、これについては、例えば今まで地域の方々が、地域の商店街にあまり行ったことがないような方も、こういったイベントで商店街を訪れるということで、新たな再認識をしていただいている。また、これまであまり商店街とかかわりのなかった若い方がイベント

に参加する中で、地元商店街のいいところを、もう一度、認識するというような効果が出ているかと思っております。

また、先ほど説明した創業支援事業では、空き店舗を活用しまして、若い方が飲食店ですとか、あるいは宝石を取り扱うショップを開店いたしまして、若手商店主の方が新しい発想で商店街に新たな客層を呼び込むといった効果が出ているかと思えます。

具体的な数字でございますが、これまで創業支援事業を一番多く使っているのが甲府市の中心市街地でございますけれども、甲府市は空き店舗率を、今出しております、平成23年が16.64%ほど空き店舗率がありましたが、平成28年には、13.84%と若干でございますけれども、空き店舗の改善が進んでおります、こういった面でも一定の効果は上がっているのではないかと認識しております。

猪股副委員長 いろいろな補助金を使ったイベント等の支援は、開催回数が限られ一過性であるという面では効果が限定的ではないでしょうか。こうした補助金による助成以外にも、商店街を支援するような効果のある取り組みもすべきだと私は思いますが、その辺はいかがでしょうか。

高野商業振興金融課長 御指摘のとおり、確かにイベント等の支援というのは単発的でございます、長期的に継続して効果が出るようなものではないと認識しております。県といたしましては、こうした事業とあわせて、例えば個別店舗の競争力を強化したり、あるいは商店街を引っ張っていけるリーダーとなるような人材を育成するために、平成8年から人材育成セミナーというものに取り組んでおまして、具体的には、市町村の職員ですとか商工会の経営指導員を対象に、地域データの分析ですとか、あるいは商店街活性化のための施策や立案能力を学ぶセミナーを開催しまして、商店街をマネジメントできるリーダーシップを持った人材の育成も、あわせて行っている状況でございます。

猪股副委員長 商店の数が減り続け、昔ながらの店がなくなる一方、商店街の活性化に意欲ある若い店主も出てきております。今後、こうした方々が新しい発想で市町村の枠を越えて力を合わせ、商店街の活性化に向けた事業を行うケースも考えられます。このような取り組みについて、県が、直接、こうした方々に補助するような対応も有効ではないかと思えますが、この辺、どのように考えているのか、お伺いします。

高野商業振興金融課長 現在の商店街活力再生支援事業につきましては、原則補助対象者は市町村としております。ただ、委員御指摘のとおり、市町村を越えるような枠で、意欲ある店主さんたちが広域的に取り組むをするような場合、残念ながら現在の支援制度では対象にならないんですけれども、こういったものが出てきた場合につきましては、市町村ですとか、商工会のほうと協議をする中で、新たな支援の仕方というものを考えていかなければならないと考えております。

猪股副委員長 最後になります。県内の商店には、高齢でも頑張っている店主がまだまだ大勢おります。また、新しい発想を持った若い人たちも、少しずつではありますがふえてきています。商店街は、買い物に来る地域の人たちにとっては、昔からのコミュニティの場であり、安全安心の拠点であり、また商売を始める若い人にとってはチャレンジの場でもあります。地域にとって大切な役割を果たす商店街を元気にすることは大変重要と考えますので、今後とも、県の積極的な取り組みを



お願いして、質問を終わります。

主な質疑等 農政部

第55号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第2条繰越明許費中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(企業参入型野菜産地強化事業費補助金について)

塩澤委員 農の3ページ、企業参入型野菜産地強化事業費補助金について、質問させていただきます。

さっき説明で北杜市とかというようなことで、ベビーリーフとか何とかといった話があったんですけども、ベビーリーフというのはどういう野菜なのか、まずそこをお願いします。

武井果樹・六次産業振興課長 ベビーリーフとは、一般的にはミズナだとかホウレンソウ、あるいはレタスなどの葉物野菜で、発芽しまして10日とか30日たった非常に若い葉を総称するものであります。草丈が10センチから15センチで、葉の部分のみ刈り取って、主にサラダ用として出荷されています。

塩澤委員 葉っぱが小さいようなやつが主なものということですね。

国補で2億2,100万円余りというようなことで、うまく国補を活用してもらったなと思うんですけども、結構金額のほうも大きいと思います。さっきの説明で北杜市というように言っていましたけれども、もう少し事業の内容について詳しく御説明いただきたいと思います。

武井果樹・六次産業振興課長 本事業につきましては、企業による野菜の生産、流通、両面にわたる構造改革を推進し、産地の競争力を強化するための取り組みに、市町村を通じて支援するものでございます。今回、事業実施主体は、北杜市高根町小池地区の農家を中心に、新たに設立された農地所有適格法人の小池ベビーリーフ菜園が事業実施主体となっております。

事業内容といたしましては、ビニールハウス109棟の整備、面積では34,403平米を整備する取り組みとなっております。総事業費につきましては4億7,844万円、補助金額が2億2,150万円となっております。

塩澤委員 新しく法人をつくってもらって、積極的にやるんじゃないかなというような感じもしますが、ビニールハウスを109棟ですか、たくさん建ててということだと思いますが、やはり今の話で事業費が4億数千万ということでもって、ビニールハウスだけでそれだけというわけにはとてもいかない、いろいろな設備がついてくるなと思いますけれども、その辺の施設面についての説明と、いろいろな新しい技術を使うということも聞いていますので、生産を3万4,000平米ですか、109棟のこの広さでいろいろな技術を使ってやれば、相当の収穫量というのを見込んでいるんじゃないかと思いますが、あわせてその辺を御説明いただきたいと思います。

武井果樹・六次産業振興課長 109棟のハウスにつきましては、自動換気システムや循環扇、これは中の風を対流させる装置ですけども、あるいは自動かん水装置というものを備えまして、野菜の生育に適した環境を自動的に保つことができるハウスとなっております。また、低コスト耐候性ハウスという、雪にも強いハウスにもなっております。

この法人は、収穫を機械化するというも行いまして、施設内を最適な環境に保つことで、年間14作生産するというにしております、10アール当たりの生産量は年間約3.3トン、施設全体では年間114トンの生産量を見込んでおります。収穫されましたベビーリーフにつきましては、全量カゴメとの契約取引になっておりまして、販売先も確保されております。

塩澤委員

始める前にもうこれだけの投資としてやって、技術を使ってということで、今の話だと相当の量、14回ですか、とれるというようなことでもって、地域にしてみればすごい期待も高いかなと思います。

新しくつくったということなんですけれども、こういったものが参入することによって地域の活性化というのにも図られるし、この事業によってどのくらいの人数が雇用されていくのかということも含めて、地域に対してどういう効果があるのか、あわせて御説明いただきたいと思います。

武井果樹・六次産業振興課長 この施設の栽培につきましては、北杜市内の農家を中心に、新規就農者も含めまして5名程度が参加することになっております。さらにパートタイマーとして、地元雇用が15名ほど予定されております。また、参入地の半分以上は耕作放棄地であることから、地元では耕作放棄地の解消につながるということで期待をしているところであります。

また、ベビーリーフにつきましては、今後、拡大が見込まれる品目として期待されております。今後、新規参入者や規模拡大を図る農家のモデル的な事例になるものとして、我々も期待しているところであります。

塩澤委員

多くの方が使われるというようなことで、さっき販売先のほうも確保されているということでもって、生産する人たちは、販売先が確保されているということが一番の心強い気持ちかなと思います。差し支えなかったら、販売先というのは公表できるでしょうか。差し支えなかったらお願いしたいと思います。

武井果樹・六次産業振興課長 販売先につきましては、カゴメさんが、1回、全部買い取りまして、加工した後、サラダ用のパックとしていろいろなスーパーに並んでいくものと思われま。いずれにしましても、カゴメに全量買い取っていただくので、そこから先はカゴメさんの判断になりますけれども、一般のスーパーに出回るものと我々は思っております。

塩澤委員

そうやって販売先が確保されて安心してやっていく、こういうことをやっていくというのは、やはり皆さん方、担当者の努力もあったかなと思います。今後、しっかりまた連携をとっていただいて、こういった事業ケースがさらに大きく広がっていくというようなことをやっていってほしいなと思いますけれども、その辺、どうでしょう。

武井果樹・六次産業振興課長 県としましても、新たに期待されている品目でありますので、我々もしっかり地元に基づいた雇用のモデルになるように、しっかり支援していきたいと思っております。

(富士湧水の里水族館改修事業費について)

渡辺委員

農の4ページをお願いしたいと思っております。湧水の里の水族館管理費とありますけれども、淡水魚の水族館としては大変に活躍中というかな、すぐそばに水産技術センターがあって、ここもまたクニマスにかかわっているということで、私ど

も、地元ということでも大変期待しているところでございます。今回、16年目と今説明がありましたけれども、大幅な改修をするのかな。

今、気になっているのは、1つは利用者の数の推移というものをまず伺いたいと思うのですが、数年、どんな状況なんですか。

原花き農水産課長 水族館の入場者につきましては、現在、28年度につきましては145,000人という状態になってございます。過去にはそれ以上の人数が来ていただくときもございましたが、今はおおむね145,000人ということで、近年は増加傾向になってございます。

渡辺委員 大変大勢の方が来ていただいているということでありがたいと思うんですけども、あそこは釣り客を含めた観光客が周辺にかなり多いということもあって、景観ということも非常に気になってはいるんですけども、今回、地方創生という中で、あずまやをつくるというお話がございました。そのあずまやの規模だとか目的だか、どんな利用をするのか、それについて伺いたいと思います。

原花き農水産課長 あずまやの設置につきましては、規模といたしましては、あずまや3棟ということで30平米でございます。これは、従来からお客さんが昼食を食べるスペースがないというようなことで、特に子供さん方、団体で来るときに、昼間、ご飯をとってもらう所がないということでお断りをしてたり、諦めていただいたような経緯もございます。今回、そういう昼食スペースを確保するというので入場客の増加を図っていきたいということ、それから、そのスペースを使いまして定期的なイベント、学習イベントをしておりますが、そのスペースとしても活用していききたいというふうに考えてございます。

渡辺委員 いろいろ利用目的があるというようなことで、ぜひそれは速やかな推進をお願いしたいと思うんですけども、外壁がやはり16年たつと大分くすんできたりとか、そんな思いもあるんだけれども、ここは塗りかえるということなのでしょう。塗りかえるときに、今、富士山文化遺産なんかで色彩なんか非常に制限されているような気がするんだけれども、どんな色で塗りかえるのか、その辺がわかっていたら教えてもらいたいと思います。

原花き農水産課長 外壁につきましては、非常に劣化をしてございます。水漏れ等の心配もあるというようなことで、外壁は、今回、防腐処理ということと洗浄、再塗装というふうに考えてございます。

今、周囲の景観に非常にマッチした木調の、木の色を生かした建物になってございますので、できるだけ今の木の色彩を維持する形で、洗浄、再塗装といったようなことをしていきたいと考えてございます。

渡辺委員 最後に、いろいろ御苦労されているようだけれども、水産技術センターを含めて、あそこは夏は緑豊かになるけれども、冬はなかなかそうはいかない。非常に目立つような建物になるわけですから、色彩とか、よく検討して、地元にもマッチしたというか、山梨県の誇りある水族館ですので、そこはやはり念入りにしてもらいたいと思います。その辺の今後の準備というか、いつごろこれが完成するのか、そうしたことも含めて、最後に課長の思いというものかな、お願いしたいと思います。

原花き農水産課長 まず改修の時期につきましては、平成30年1月までには行っていききたいと

考えています。夏休みは非常にお客さんが入りますので、閑散期から入っていきたくて考えてございます。

それから、今、委員おっしゃったように、景観の配慮ということは非常に大切だと思っております。あそこ一体は富士山の眺めもすばらしいということで、景観のいい観光スポットというようなことになっているやに聞いてございます。さかな公園という、忍野村の敷地の中にもあるということでございますので、またそういった景観の対策につきましては、忍野村ともよく協議をさせていただきながら、富士山のいい景色にマッチしたようなものにしていくということで、今後、いろいろ考えていきたいと思っております。

(中山間地農業活性化推進事業費について)

猪股副委員長

課別説明書の農の2ページをお願いします。中山間地農業活性化推進事業費について、幾つかお伺いします。私が住んでいる甲斐市には、狭小で形状も悪く耕作が不利な農地が平地から中山間地に多く存在しています。特に中山間地域は、高齢化、担い手不足など厳しい状況に置かれておりますが、私の地元の敷島の棚田保存会のような組織もあります。景観や風土条件を生かした農業を展開していく地域でもあります。私はこれらの特色を生かして、中山間地域農業を活性化していくことが必要だと考えております。

まずそこで、中山間地農業活性化推進事業の内容について伺います。

八巻農村振興課長

ただいまの質問ですが、国では平成29年度、新たに中山間地農業ルネッサンス事業を創設いたしました。今回、補正に計上いたしました中山間地農業活性化推進事業費は、中山間地農業ルネッサンス事業の活用を図るために作成する計画づくりの取り組みを支援するものでございます。

猪股副委員長

わかりました。国が新たに創設した中山間地農業ルネッサンス事業ということですが、これは具体的にはどのような事業なのか、よろしく申し上げます。

八巻農村振興課長

国が定める既存の各種支援事業における優先枠の設定とか、制度の拡充を行い、市町村が作成する将来ビジョンなどをもとに、国が中山間地に優先的に予算を配分するというので、中山間地農業の活性化を後押しする事業であります。

猪股副委員長

事業はわかりました。市町村が作成する将来ビジョンですが、これにより中山間地がどのように活性化されていくのか伺います。

八巻農村振興課長

推進事業を活用して作成した将来ビジョンに基づきまして、各種支援事業の優先枠や、その他必要な事業を有効活用することによりまして、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持、継承を図りつつ、地域の特色を生かした農業の展開、都市農村交流や農村への移住、定住につながり活性化されていくと思われれます。

猪股副委員長

ありがとうございました。中山間地域は、平地にはない地域資源がたくさんあります。これらの宝を磨き上げることにより、一層魅力あるものになると考えます。この事業を契機に中山間地域の活性化が図られることを大いに期待し、私の質問は終わります。

(輸出植物検疫協議迅速化事業費について)

中村委員

安藤課長がさみしいようだからちょっと聞きたいんです。課長、この予算の金

額はこれでいいの。こんな少なくて。

安藤農業技術課長 これは全額国費で本県に割り当てられたものでございまして、例えば1番目の輸出植物検疫協議迅速化事業費の虫のデータどりでございますけれども、既存でもデータどりは病害虫の防除所の担当が行っておりまして、今回、それよりも国に要望した必要な額が68万8,000円だということでございまして、本県で使える消耗品等でございます。例えば人件費とかが要望できれば、当然、要望したいんでございますけれども、現状の人員の中で調査をお願いされているということでございますので、必要な消耗品等を要望したところでございまして、これで調査自体は十分でございます。

中村委員 今、それぞれ病害虫の問題については、果物はもちろん野菜もそうだけれども、検疫の関係については致命的だと思うんだね。国ももちろんそういうような関係もあるんだろうけれども、山梨県の農政として、これから海外に例えば桃なら桃を出荷する。モモクイシंगाがあれば、そこでもって検疫ストップになればどうにもならない。これを何とか改善しなきゃならんということで努力している。当然だと思うんだけど、そんなことで、この予算ではちょっとか細いな。もうちょっと予算を拡大して、もっと前向きに取り組んでいくような方向を考えたいなということで質問したんだけど、それについてはどうなんですか。

安藤農業技術課長 県といたしましては、農産物の輸出は本県の掲げる大きな重要な項目でございますので、農業技術課また植物防疫の担当、全力を挙げまして、いろいろな調査をしながら、諸外国にも、本県産農産物は安全だし、また病害虫の持ち込み等もないということを積極的にPRしながら、輸出促進の一助となるように努力してまいりたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 所管事項

#### 質疑

(関税撤廃による県産ワインへの影響について)

土橋委員 産業労働部なのか農政なのかということですが、ワインのことで少し聞きたいと思います。2週間くらい前、先月の18日の新聞に、EUまたチリ産のワインなんかに関税がゼロになるという記事が出ていました。関税という問題はすごい重要な問題だと思います。チリ産なんか、今、酒屋さんへ行ってもいっぱい安いやつが売っている、さらに関税がなくなるということになると、山梨が誇る甲州ワイン、地場産のワインもちょっと痛手をこうむるんじゃないかと思えます。

農政にしてみれば、販売だけじゃなくてブドウの生産農家、ワインをつくる農家だとか、ワインをつくる技術とか、いろいろなものが、今、どんどん頑張ってきている最中にそういうことになると、今度、出荷量も減ってきたり、県外へ持って行って売るといっても、今一生懸命に産業労働部のほうでいろいろなことをやっていますけれども、やはり日本で売れる量がすごい多いと思うんですけども、生産能力が輸入に負けてきちゃうということになると、つくるところ、ま

たブドウ農家さんなんかもどんなことになるのか。もっとも値段競争をしなきゃならんということになると、出荷の金額もすごい安くなってきたりということになってくるんじゃないかと思います。関税が撤廃されるというのはあと1、2年の話ですね。その辺のところを農政としてどうのように考えているのか、教えてください。

武井果樹・六次産業振興課長 EUとのEPAに関しまして、ワインの所管は産業労働部のほうになりますけれども、知っている範疇でお答えさせていただきますと、1本当たり100円から90円ぐらい安くなるということです。生産側として一番心配しているのは、下がった分を原料費に転嫁されて取引価格が下がってしまうというのが非常に危惧される場所でありまして、ここにつきましては、今のところ影響がわからないというのが正直なところでありまして。

国税庁のほうも、来年の10月30日から日本ワインという表示をするという取り組みになっておりまして、100%国産原料を使った場合でないと日本ワインと表示できないというものが来年から施行されるということになっております。今、国内では、それに向けて国産原料の生産増強に非常に躍起になっているところが正直な現状であります。

それと、一方で今回のEUのEPAの問題ですけれども、ここにつきましては、将来的にはどうなるのかというのは、何しろ価格に転嫁されないように、我々としては生産振興を図っていくしかないかなと感じております。

土橋委員

山梨県産ということじゃなくて、日本産ワインということになるということですか。今、現状で山梨県産のワインがいろいろな諸外国でも評価されているという中で、確かに技術的にうまいと選んでもらうのはいいことだし、これを維持していかなくちゃならないという、今の山梨県産のワインがうまいぞということとをずっと広げていかなければいけないと思うんですね。

私も、去年も農業試験場へ行って、ワインをこうやってつくっているんだなんて味も見せてもらったり、ブドウも見せてもらったりしているんだけど、それを日本中のところでもって、例えば塩尻に行くとワインの町塩尻なんて、もう駅にでかく看板が出ていて、何だ、ここがワインの町なのかと思うようなところもあったり、また、久保田委員長と一緒に東北のほうのワイン工場へ行ったら、もうただで飲ませてくれるからなんて、みんなでいろいろな味を見て、お愛想に2本、これとこれでもいいやなんて買って帰ってきたら、まず過ぎて誰も飲めなかった。もっと飲めしなんて言っても、いいや、こんなもんじゃ夕飯がまずくなっちゃうなんて言いながら飲んだというまずいワインもあったりということで、山梨県産ワインを広げていってもらいたいと思うんですけれども、技術的には、この間も金賞をとったよとかというニュースが流れてきますから、今のうまいワインをしっかり維持していってもらいたいと思います。

もう一つだけ危惧しているのは、山梨県ワインということになると他県とも競争していかなくちゃならん。でも、日本産ワインということになって、国外に打って出たり、いろいろな意味でそういうことをするためには、そうはいつでも日本の、こっちのはワインがまずかった、こっちのはうまかったじゃなくて、コラボしてうまいワインを輸出しなくちゃならんと思うんですけれども、そういう点ではつながりとか、他県との連携、今、北海道でもワインをつくっているし、いろいろなところでつくっていますけれども、その中でうまいワインをつくるための協力みたいなことはしているんですか。

武井果樹・六次産業振興課長 他県との連携ということですが、各ワイナリーは、山梨県

内だけではなくて、いろいろなところに生産地を持っているというのが正直なところであります。そんなことがありますので、それぞれの県の生産地の原料の品質が高くないと、当然、ワインもレベルが低くなってしまうということですので、全体としては上がってくるということだと思えます。

ただ、そうした中で、うちの県がやはりすぐれていかなきゃならないということがありますので、山梨県といたしましては、平成19年度から原料の高品質化、あるいはワインそのものの高品質化に向けて、10年で計画を立てまして、しっかりここまで、優良な系統の選抜、あるいは栽培技術により原料を高品質化しようとか、幾つか取り組みを計画的に進めているところであります。

そんなことがありまして、平成27年度にその計画をさらに見直しまして、今度は増産に向けてどう取り組むのかということを加え、進めております。特に他県との競争ということになりますと、我が県にあります甲州、これは世界でどこもつくっておりませんし、世界から入ってきたとしても、甲州ワインについては競争相手がいないということになりますので、県とすれば、甲州種をしっかり守っていく、これが一番重要ではないかと考えておりまして、これからの10年計画の中では約1,000トン、原料生産をふやしていこうというようなことで、現状、ワイナリー、県、それから生産者あわせて、連携しながら取り組みを進めているところであります。

土橋委員

ぜひよろしくお願ひいたします。今、農政でやっている桃もあるし、いろいろなものが国外に輸出され、頑張っているところですけども、一番先に最初からワインというのは山梨を挙げてやっている事業ですので、ぜひ他県に負けないようにしっかり、今、1,000トンふやすというのを心強く聞かせていただきましたので、少しでも張り合いになるようによろしくお願ひします。

ちょっと関税が撤廃ということで不安になったものですから、質問させていただきました。ありがとうございました。

(ニホンジカの有効活用に向けた取り組みについて)

渡辺委員

20日の新聞に県でニホンジカ有効活用協議会が初会合を開いた、こういうようなニュースが載っておりました。認証制度などいろいろなことに触れているんですけども、ただ、委員の談話の中に、鹿肉はかたい、けもの臭いとのイメージを持たれがちというようなことが出ていました。この委員さんは鹿肉についてあまり御存じないのかなと思うんですけども、鹿肉は非常においしいし、けもの臭くもないし、実際に冷凍しておけば生でも食べられるということで、そんなことを最初に言っちゃうと質問にいけないんだけど、そういうすばらしいおいしい肉だということをまず御理解いただきたいなと思うんですけども。

そこで、鹿の食害とか、有害鳥獣というようなことで捕獲したりとか、柵を結んだりとか、大変な、今、戦いをしているわけですけども、やはり大変な数の鹿が捕獲されるわけですから、それを地域資源として有効に活用するということ、これからは非常に大事になるかとは思っています。もっと言えば、有効活用協議会はもう少し早く始めてもよかったんじゃないかと思えます。

そこで、県としてニホンジカの有効活用、これまでどのように取り組んできたのか、そこらあたりを伺いたいと思います。

鎌田畜産課長

委員の質問にお答えいたします。これまで捕獲したニホンジカを安全な食材としてジビエ料理に活用するために、平成20年度に県では衛生ガイドラインを策定し、それに基づいた鹿肉処理施設が、富士河口湖町など4カ所で、現在、稼働をいたしております。



昨年度は、関係部局で構成するニホンジカ有効活用プロジェクトチームを設置いたしまして、ジビエの活用を中心に、皮の活用や観光素材としての活用に向けた推進方策を検討いたしました。

また、畜産課では、ジビエの有効活用に向けた需要調査を行うとともに、山梨県ジビエ認証協議会を設置し、認証制度の導入について検討いたしましたところでございます。

渡辺委員 いろいろな活動というか活用をされているようでございますけれども、ここで改めて認証制度ということも出ているんですね。このジビエの認証制度、これはどのような取り組みをするのか。認証制度についてまだ私も理解していないので、この運用ということについて説明してもらいたいなと思うんですが。

鎌田畜産課長 お答えいたします。昨年実施した需要調査において、一定のニーズがあるということはわかりましたけれども、安全性に対して不安があるということから、認証制度による品質の向上が求められていることがわかりました。このため、鹿肉の安全安心な品質を担保し、ジビエとしての利用の拡大を図るため、衛生基準などをクリアしたジビエの認証制度に取り組むこととし、本年度中には運用を開始する予定でございます。

渡辺委員 安全安心というところを主眼点に置いているようですけれども、今後、ニホンジカの有効活用、どのように取り組んでいくのか、私どもがさっと考えるに、1年中、年間通して鹿が捕獲できるのかとか、あるいは料理、いろいろな料理方法があるかとも思ったり、今、地元に行くと、ジビエのカレーとか、食べられるわけですけども、いろいろな料理法があるかと思えます。そんなことも含めながら、どのような有効活用をしていくのか、また対猟友会とか、いろいろなところのこと、今、4カ所あるといった処理場、こうしたものの活用とか、かなり問題は山積していると思うんですが、その辺の取り組みについて、お願いしたいと思います。

鎌田畜産課長 お答えいたします。委員が先ほど一番最初に言われましたように、地域資源の有効活用と地域活性化を図る、これが非常に重要ですので、このことから、先般、6月19日に狩猟や観光事業者などの関係者により、野生鹿の有効活用策を検討するためのニホンジカ有効活用協議会を設置したところでございます。今後は、狩猟や観光業者等の関係者との連携をさらに強化する中で、安全安心を担保する鹿肉の認証制度の運用や鹿皮の活用方法、また観光資源としての活用など、多方面からの活用方法を検討してまいります。

渡辺委員 いろいろな方策を伺いましたけれども、ジビエの先進地としては、世界的にはヨーロッパじゃないのかな、国内でもこうしたジビエに対しての先進地はあるのかと思いますけれども、今、そういう話が出てこなかったんだけど、やはり先進地の視察というか、勉強というか、国際的にも鹿のジビエということに関しては非常に有名になっておりますので、その辺の取り組みなんかはどんな考えでいるのでしょうか。

鎌田畜産課長 委員が今おっしゃられたように、ヨーロッパ、それからオセアニアですか、ジビエの先進国でございます。畜産課としましても、そういうところを、今後、より一層、勉強して、ジビエの活用に取り組んでまいりたいと思います。

(中間管理機構を使った農地の集積について)

杉山委員

もうかる農業ということで、今、盛んに言われているんですけども、そういう意味では、農産物の高付加価値化だとか、あるんですけども、その中で中間管理機構を使って農地を集積しようという動きもあるわけですけども、今年の5月ですか、国が公表した都道府県別のデータによりますと、山梨県は24位ということになっているわけですけども、そのことの詳細を教えてください。

中村担い手・農地対策室長 ただいまの質問にお答えいたします。平成28年度の機構による担い手への農地の県内の転貸面積でございますが、県内全体で126ヘクタール、このうち新規に担い手へ集積した面積が67ヘクタールございます。

24位というお話でございましたが、国の定めた都道府県別の集積面積率で順位を出しております。山梨県につきましては、国からのノルマが750ヘクタールという膨大な数になっておりまして、新規の担い手への集積率が9%ということでしたので、24位ということになっております。

ちなみに27年度は213ヘクタール、新規の担い手への集積面積が151ヘクタールありましたので、去年は14位ということで、少しランクダウンしてしまいました。

杉山委員

少しランクが下がったというお答えなんですけれども、その理由とあわせて、そういうことを受けて、今後、どういうふうに取り組んでいくのか、お願いします。

中村担い手・農地対策室長 状況とその要因ということでございますが、27年度に比べまして、28年度は特に北杜市内を中心とした大規模な集落営農組織への転貸の面積がちょっとなかったということで、面積が減ったため、順位が下がってしまいました。

今後、どのように農地集積に取り組んでいくのかという御質問でございますが、担い手に農地を集積するために、機構を通した農地の貸し借りを進めていくということが肝要だと考えております。具体的にということですけども、先ほどの27年度から28年度の数字にありますように、中北管内には大きい集落営農組織がございますので、法人化を進める中で賃貸の促進を図っていきたくて思っております。

それから、中北、特に峡東に果樹地域がございます。果樹は即やりたいといっても3年ぐらい未収益の期間がございます、なかなか担い手がすぐにやれないということもございます。機構のほうで3年間ほど管理をした後に担い手に貸し付ける事業、本県独自の事業をやっておりますので、こういうものを積極的に進めていくということを考えております。

それから、峡南、富士東部地域といった農地、担い手も少ないところでございますけれども、例えば直売所に出しているような頑張っている農家も大勢いらっしゃるし、小規模で不整形な圃場を整備しようという意欲ある地域もございますので、とにかく意欲ある人に農地を集積して貸していくということが肝要です。少しずつでもやっていくということが大事だと思っておりますので、パンフとかPR活動を積極的に進めていきまして、今年、農地集積を頑張っていきたいと思っております。

(県産果樹の品種権利の管理について)

杉山委員

もう一つ、ちょっと違う質問なんですけど、先ほど来、輸出の話が出てい

すけれども、当然ながら、山梨県は山梨ブランドの果実を海外に輸出していくというようなことは大事なことだと思うんですけれども、今、山梨県でも果樹試験場でいろいろな品種をつくっているんだろうと思います。ブドウだとかサクランボ、桃、スモモとかあるわけですけれども、そういったものをこれから山梨のブランドとして海外に輸出するということになるんですけれども、山梨県がいろいろな品種をつくっていくということで、そういった品種の権利といいますか、パテントというか、そういったものの管理というのはどのようになっているのか、教えていただきたいと思います。

安藤農業技術課長 果樹試験場では、ブドウ、桃をはじめさまざまな品種の開発を進めているところでございまして、まずは種苗法に基づきまして種苗登録をしているところでございます。種苗法で保護されますと、通常、立木果樹ですと25年間とか、最初は15年間くらいだったんですけれども、だんだん保護期間が伸びてきました。その中で、例えば果樹試験場で育成した桃の夢みずきにつきましては、現在、苗木を増殖して農家に配布しているところでございまして、県内だけで苗をつくって桃をつくっていこうというような戦略品種に位置づけまして、現在、増殖と栽培の農家への普及を図っているところでございまして、そういった面で、まずは種苗法で保護していきます。

もう一つは、種苗法とプラス商標登録という形で、ダブルで保護していこうという考えでございまして、販売名で商標登録しますと販売名でも守れるということで、2つの方策で守っていくことを戦略的にとっていくという計画で、現在、進めているところでございます。

杉山委員 例えば山梨県はおいしい果物を開発して売り出そう、そういうときに、数年して海外で同じものを栽培されたら。そういったときはどういう対応になるんですか。

安藤農業技術課長 海外は非常に難しい状況でございまして、国対国の協議の対象になります。種苗法はあくまで国内法でございまして、国内でのそういう品種を守っていくということで、海外ですと、国際協定に基づきまして、海外での種苗登録をする必要があるということがございますけれども、その方策が非常に難しく、海外で種苗登録する場合は、苗木を海外の研究機関に渡しまして、そこで苗木の特性を調べてもらって、初めて例えば韓国とか中国で種苗登録ができるということになってございます。

そういったところで、持っていかれる前にこちらから苗木を渡さなければならぬということで、それが非常に難しい状況でございまして、あまり悪口は言えないんですけれども、現在、苦労しているところでございます。

杉山委員 いずれにしても、人と人の交流が昔に比べてふえてきている時代になっているわけですけれども、難しいのも当然わかるんですが、そういうことも想定しながら、今後の対応をやはり準備はしていくことは必要だと思いますので、お願いで終わりたいと思います。

(やまなしGAPの推進について)

塩澤委員 やまなしGAPの推進について、質問したいと思います。先だって、新聞各紙でやまなしGAP認証制度がスタートするというような報道がありました。GAPは、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの食材の調達の条件というふう聞いておりますけれども、この大会は夏ということで、大会期間中には

最盛期を迎える本県の果樹、これをPRする絶好の機会だと言われておりますし、私もそう思います。

そこで、やまなしGAPの認証制度、この概要と具体的にどのように認証手続を進めるのか、まずお伺いします。

安藤農業技術課長 やまなしGAPにつきましては、農家や生産団体が、農産物の生産過程において、食の安全安心の確保や環境に配慮した生産、それから農作業安全などを実現するために取り組むべき基準を定めたのが農業生産工程管理、すなわち頭文字で言いますとGAPということになっておりまして、この基準に従って、各農業生産団体の中からGAPの申請を受け付けることになっております。7月1日より申請の受付できる体制を整備しまして、ホームページまた関係農協等を通じまして、現在、認証制度のPRをしているところでございます。

また、認証に当たりましては、申請に基づきまして、先ほど申しました食の安全の取り組みとか生産工程の管理とかが十分できているかどうかを、県の普及指導員を中心としまして、現地検査をしまして、適切に実施している取り組みを確認した後に、外部の有識者等で構成される審査会等で改めて審査していただきまして、認証することとしております。

GAPの産地でない青果物につきましては、委員がおっしゃったとおり、オリンピックの食材として採用されないということでございますので、県としましては、より広く広報をしながら、GAPの産地づくりを進めていきたいと考えております。

塩澤委員

GAPがスタートしたということでもって、オリンピックに対して食材を供給するという、山梨県としてスタートが切れたなと思います。実際には、たくさんの産地をこういったところに認証をしてもらわなければなかなか進められないと思います。そして、この調達基準、GAPの認証をしてもらったところをたくさん確保して、その農産物もたくさん確保していかないと供給できないというようなことなんですけれども、そういったところに一番多くかかわっているのはJAになるかとは思いますが、JAを中心とした産地のやまなしGAPへの取り組みということは、先ほどもちょっと触れられていましたけれども、この辺はどういうふうに進めているんでしょうか。

安藤農業技術課長 産地の取り組みでございますけれども、オリンピック・パラリンピックに食材供給という話が出てからですけれども、各産地農協も今、取り組みについて非常に関心が高くなったということでございます。例えば桃ですと笛吹とかフルーツ山梨の農協、キャベツなんかは鳴沢農協の組合長さんが、うちもGAPでオリンピックだというふうなことをおっしゃっている状況でございます。

また、JA中央会が、先だってGAPの意識調査を実施したところ、県内のJAの支所や生産部会など、約8割がやまなしGAPに関心があるというようなことございまして、取り組みたいという状況でございます。現在、県内で各地域普及センターによりまして、いろいろな講習会等、指導しているところでございまして、今年度の取り組みを着実に進める中で、本年度中に確実にGAPの産地を認証していきたいと考えております。

塩澤委員

お話を伺うと、農協といったところも積極的にやっていきたいんだなというようなことがうかがえますけれども、こういった産地には認証を取ってオリンピック・パラリンピックにも供給していくということは、そういうふうにしていくため、GAPというものの知名度をさらに上げていくということも必要かなと思い

ますが、それによって、山梨の産地がPRできるわけで、今後の展開にも大きく影響ができるんじゃないかなとも思います。

そこで、やまなしGAPのPR、認証を取るといってもさらにPRをしていくということも大変重要だと思いますが、その辺の取り組みはいかがでしょうか。

安藤農業技術課長 委員おっしゃるとおりでございます。やまなしGAPの認証とあわせてこのPRをしていきたいと考えておまして、まずはPRするためには何かシンボルがないとということで、認証マークをつくっていきたくて考えております。現在、県内のデザイナーさんに認証マークを公募しているところでございまして、秋までにはやまなしGAPのシンボルマークをつくっていきたくて考えております。

また、さらには、秋にそのシンボルマークが決まったところで、やまなしGAP推進フォーラムという県内での大会を開きまして、それによりまして、流通関係者や一般消費者にもやまなしGAPのPRをしていきたくて考えているところでございます。また、実際に使っていただけるホテルとか外食産業にも足を運びまして、現在、やまなしGAPの制度が始まりましたということもPRしているところでございます。

今後も、引き続き、各方面でのPRをしながら、山梨県のGAP産地のPRとあわせて、果樹、野菜等のPRも進めていきたくてというふうに考えております。

中村委員 これは非常にいい質問だよ。オリンピックがある。やまなしGAP、これをやっつけていこう、今からシンボルマークをつくってやっつけていこう。これはぜひ期待をします。

それで、山梨県以外にオリンピックの関係でこういう食材関係を扱うところはあるの。

安藤農業技術課長 現在、同じGAPの推進を図っているところは、国からの資料によりますと、山梨県も7月からGAPの制度を走らせましたけれども、現在、11県がGAPの制度を走らせようとしているところでございます。

ただ、山梨県は残念ながら、やまなしGAPとしてはまだ7月からですから認証はゼロでございますけれども、なるべく早く各産地農協には申請をしていただきまして、年内には1つできればそれでPRできるということもございまして、認証し次第、またさらにPRに努めてまいりたいと考えています。

中村委員 もう一つ確認をしたいんだけど、11県、山梨と同じように手を挙げてきている。山梨県は山梨県としての、今、いろいろ研究をしているということなんですね。それで、山梨県のGAPの中で特に消費者が受けるような関係でもって、特に力を入れている食材は何があるの。桃とか、そういう野菜とかじゃなくて、具体的に名前を挙げるとするなら。

安藤農業技術課長 やまなしGAPでまずは認証していきたくて考えている食材は、やはりオリンピックの7月24日を考えますと山梨の桃でございまして、まさか日本一の山梨を通り越して隣の県の桃がオリンピック会場に届くなんてことはないように頑張っていきたいと考えているところでございます。また、日本一の産品というのはブドウもございまして、スモモもございまして。野菜も高冷地の野菜は、ちょうど夏の時期でございまして、富士山野菜を中心としましていろいろなものを取りそろえながら、産地と二人三脚で取り組んでまいりたいと考えております。

中村委員 これは山梨県として非常に大きな事業だと思います。これは農業ももちろんですが、山梨県全体で、オリンピックに向けてのこういうふうな形でやっていこうということですから、知事はもちろん、農政部長はもちろん、我々もそう。ただ、そういうふうな関係に対するものをPRしていかなきゃならんし、認識を持っていかなきゃいかんという気持ちがありますので、これはぜひ農政のこの委員会の中で、できるだけ委員の先生方には、こういうふうな方向で取り組んでいきたい、また先生方にいろいろ御指導いただきたいというような形で、全庁的にやっていくような形をぜひとってもらいたいということをお願いしたいと思いますが、その辺の見解を農政部長に聞きます。

大熊農政部長 G A Pにつきましては、先ほど来から御議論ありますように、オリンピックの食材として出していくことが特に重要でございます。また、オリンピックに出すこと自体が最終目標ではなくて、オリンピック後の販売戦略に大きく影響するので、オリンピックに食材を出した産地か、出せなかった産地かということは大きな違いになります。そういう意味でも、食材を出していくことが非常に重要であると思っております。

やまなしG A Pでは、今後、各団体を認証していきますけれども、その過程におきましては、県庁内、我々事務方だけではなくて、議員の先生方のただならぬ御支援、御指導もいただきながら、また産地の方々とも最大限連携しながら、もちろん地元の農家の方々ともよく連携しながら取り組んでいきたいと思っております。2020年に向けて残り3年というのは長いようで非常に短いと思っておりますので、全力で取り組んでまいりたいと思っております。

(県とJ Aグループの包括連携協定について)

水岸委員 県とJ Aグループの包括連携協定について、伺います。6月9日に県とJ Aグループが協定を締結したと新聞等で聞きましたが、地域の課題解決には行政の施策だけでは十分でないと思うので、J Aなど、地域に密着した企業や団体の力を活用することも重要だと考えており、そうした意味で、今回の協定締結を歓迎したいと思えます。

そこで、この連携協定の提携について何点か伺います。まず県とJ Aが包括連携協定を結んだ例は全国ではどのくらいあるのか、またその内容について、お聞きします。

山岸農政総務課長 ただいまの御質問でございますけれども、私どもがJ Aと連携を結ぶに当たって、全国、文書照会したわけではないんですけれども、把握する限りにおきましては、長野県と岡山県が包括連携協定を結んでおります。内容ですけれども、これも詳細はわからないのですが、長野県が地域の暮らしを支援するという幅広い内容と聞いております。また、岡山県の連携協定は、農業とその関連分野に関するものと聞いております。

水岸委員 本県の連携協定の内容は、農業振興ばかりでなく広い範囲にわたっていると聞いているが、農業以外の主な連携内容はこういったものがあるのか、伺います。

山岸農政総務課長 今回の連携協定の中にも記してございますが、県のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく連携内容ということで、1つが未来を拓く子どもの育成に関すること、また移住希望者への支援に関すること、また地域コミュニティの強化に関することなど、地域の暮らしをよくするための連携内容とさせていただいてお

ります。

水岸委員 最後になりますけれども、高齢化の進行や地域コミュニティの衰退など、農業農村の課題がある中で、JAとの協定締結に期待するものは何なのか、最後に伺います。

山岸農政総務課長 地域ごとに課題はさまざまでございます。そうした中にありまして、地域の実情によく詳細に通じているJAがきめ細かく対応していく中で、JAの機能、組織、インフラを活用していただき、県施策と協力する中で、地域振興に一層推進していただけたらと考えております。

以上でございます。

主な質疑等 エネルギー局・企業局

第54号 山梨県公営企業の設置等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第55号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第2条繰越明許費中農政産業観光委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項 なし



主な質疑等 観光部

所管事項

質疑

(食についての情報発信について)

土橋委員

日本観光振興協会の調査で、山梨の観光客の楽しみというのは、まず1番が温泉だそうです。皆さん、一番よく知っていると思うけれども、2番目が自然の風景や季節の花見、3番目が食ということになっているそうです。この1位、2位に当たっては、山梨の場合はもう温泉もいっぱいあるし、景観から、またいろいろな意味で四季の花、特に春先の例えば桃の花だとか、そういうものまで入れるといっぱいの自然の風景があると思うんですけども、食というところで、山梨の場合はまだまだいっぱい、野菜からはじまってフルーツ、いろいろなものがあると思うんですけども、この1位、2位に当たる以外に、山梨は食についてどんなことを売りにしているかということがすごい重要だと思います。そこで、食について情報発信とか、そういうことをしているのかということをやっと聞いてみたいと思います。よろしくお願いします。

大久保観光プロモーション課長 現在、山梨県におきましては、食に光を当てる事業といたしまして、市町村、それから市町村の観光協会と連携をいたしまして、地域にある魅力のある食材、こういったものをしっかり選定をいたしまして、おいしさの背景にあります生産者の情熱ですとか、あるいはそれをつくる側のシェフの思い、そういった物語を、専用サイトであります水と太陽のレシピというサイトで情報発信する事業を展開いたしております。

この事業につきましては、平成28年度から実施をしてきておりまして、昨年度は峡北地域を対象に実施をいたしたところでございます。

土橋委員

峡北地域で実施したということですが、峡北地域でどんなことをして、どんな反応があったかということをお教えてください。

大久保観光プロモーション課長 峡北地域につきましては、全部で9つの食材を選定をいたしました。例えばでございますが、代表的なものとしまして八ヶ岳の高原野菜、これに光を当てまして、地元の八ヶ岳のロイヤルホテルと一緒に紹介をしました。そういった野菜の素材のすばらしさ、それからそれをつくるほうのシェフの料理の動画ですとか、そういったものもあわせて、現在、サイトの中で配信をしてきております。

峡北地域では、昨年9月20日から3月31日まで6カ月間、実施をしてまいりましたが、その間のこちらのほうのホームページ、サイトを見ていただいた数というものを確認をいたしてございまして、そちらが16,610件ということで、私ども、月に大体2,100件ぐらいいけばいいかなという目標値を立てていたわけですが、それをかなり上回る1.2倍ということからも、やはり皆さん方、食に対する意識というか、関心が高いというようなことを改めて思い知ったところでございます。

土橋委員

すごい大事なことだと思うんですけども、私の住んでいる甲府市ですが、峡東地域と言われる東側のほうは、今、間もなく終了かなというくらいですが、早い時期から盛んにモロコシが出ていまして、何年か前の雪害の後に、私は新潟と長野県で山梨の除雪作業をいろいろなものでお手伝いをいただいたとい

うことで、関東甲信越議長会議へ行ったときに、長野県と新潟県の議長さんたちにお礼をしに行ったので、「山梨で雪害に遭ったって何がやられたですか」と言われたときに、いろいろなことを言いました。もちろん桃、二股に分かれたのが壊れてもうダメなんですよ、ブドウの棚がやられて、イチゴ農園がやられた、あと、モロコシがちょうどトンネルをつくった後で潰されちゃったと言ったら、山梨ってモロコシなんてつくっているんですかという反応がすごかったもので、正直な話、すぐ正副の議長さんのところへ、ちょうどその後、モロコシが出だしたもんですから送ったら、生まれて初めてこんなおいしいモロコシを食べましたという評価と、ありがとうございましたって、新潟の有名なお酒を2升送ってきてくれまして、エビでタイを釣ったようなことになったわけなんですけれども、県外の方はよく知らない。

今の時期は、向こうでとれるモロコシは生でも食えるんですよなんていって、ゆでもしないでカットしたのをそのまま出してくれるレストランなんていうのもあるんですけれども、そういう食の楽しみということで、峡東のほうは今から桃、スモモも出だすし、もちろんブドウ、そういうのがいっぱい出てくるんですけれども、その辺についての今後の観光としてこういうことを動いていこうかという予定がありましたら、またそれも教えていただきたいと思います。

大久保観光プロモーション課長 先ほど来の食の魅力発信事業につきましては、本年度、峡中地域と峡東地域で実施をしてまいることとしております。年度当初に地元の市町村、それからあとは観光協会、それらの皆さん方と話し合いをいたしました。私ども、数を限定していただく必要がありましたので、全部で10ぐらいということで、皆さん方と整理をさせていただいたところでございます。

峡東、峡中ということで、土橋議員からお話がありましたように、やはり桃、ブドウ、それからサクランボ、そういった果物のほか、あとはイチゴ、スイートコーン、天空かぼちゃというちょっと珍しいカボチャもございしますが、そういったカボチャ等の野菜、それに甲州地どり、こういったものを10種類ほどピックアップいたしたところでございます。

既に6月23日でございますが、サクランボとスイートコーンにつきましてはサイトのほうにアップをいたしております。またぜひ御一覽いただければありがたいなと思いますが、取材を完了し次第、順次、掲載をいたしてまいりたいというふうに考えております。

土橋委員

ありがとうございます。正直な話、今言う温泉、または景観等いろいろありますけれども、結構、そこそこ行き尽くしてきたりすると、次に何かあるかということ、間違いなく、今度、伊豆へ行くんだよということ、あそこのホテル、アワビの躍り食いが出るくせにまだカニも出るんだよね、何が出るんだよねという話がよく聞かれます。例えば同じ山梨にいても、渡辺先生の地域のほうのホテルということ、とにかくあそこは夕御飯が充実しているよね、朝御飯がものすごくうまくて、あそこへ泊まっちゃうと食べ過ぎちゃうよねなんて言われるぐらい、食というのが、今言う温泉や景観だけじゃなくて、大事な要素になってくると思いますから、ぜひ観光部を挙げて食のイメージアップ、またあれを目的に行こうというような、そういう計画をどんどん立てて県外に発信していただければと思います。

(平成28年度山梨県観光入込客調査結果について)

水岸委員

平成28年山梨県観光入込客統計調査結果について、質問させていただきます。本県の入込客数が県内全体で3,204万人と、3,200万人を超え過去最高となっておりますけれども、外国人の延べ宿泊者数も137万人で過去最高となっ

ておりますが、この要因についてまずお尋ねします。

内藤観光企画課長 本県の28年度入込客数につきましては、実人数で、前年に比べまして1.9%増となっております。特に、昨年につきましてはシルバーウィークの日並びが悪かったりとか、9月のころにちょうど長雨とか台風があったということの影響がございましたけれども、富士山の継続的な人気による国内外からの誘客ということと、それから桜シーズン、これの特に東南アジアの方たちからの訪日需要などがあって、外国人観光客の方の増加がプラス要因となって、こうした形で伸びたのではないかと分析しております。中でも、特に外国人宿泊者の方の伸び率が非常に大きいものがございまして、9.6%の増加となっております。

水岸委員 外国人観光客は中国人が過半数を占めていると聞いておりますけれども、その他、どのような国から本県に来県しているのか、伺います。

内藤観光企画課長 中国につきましては、昨年9月からちょっと減少傾向にあるというところがございますけれども、28年で約55%と過半数を占めているところであります。先生おっしゃるとおりそういうふうな形でございますけれども、それに次ぎますと、タイとか台湾が多くなってございます。まだ、対前年、27年との伸び率で申し上げますと、例えば近年では香港とかインドネシア、それからアメリカなど、こういったところが非常に大幅な増加を見ているところでございます。

水岸委員 外国人観光客は天候などに左右されないため、本県の課題である平日や冬の観光客の平準化を図る上で、インバウンド観光の促進は大変重要であると感じておりますけれども、今後、受入体制の一層の整備と、山梨の魅力などについて、積極的な情報発信、特に伸びが期待される国や増加傾向にある個人旅行者向けのアプローチが有効であると思いますが、どのように取り組んでいくのか、最後に伺います。

内藤観光企画課長 先ほど申し上げましたタイとか台湾などは前年同期を上回る状況で推移しておりまして、そういったところが有望だと考えておりますので、そういったところからの誘客、それから、個人旅行化などに積極的に対応してまいりたいということで、トップセールスや以前にトップセールスをした国のフォローアップ事業、こういったことに取り組むをしたいと思っております。

そうしたことのほかに、今、やはりインターネットとかで活用が非常に多いと言われておりますSNSを活用しました海外向けの多言語での情報発信をさらに充実してまいりたいと思っております。

それから、受入環境等の整備としましては、7言語に対応します観光アプリの普及を一層図りたいということ、それから5言語に対応しておりますバスコンシェルジュの整備、それから地域限定特例通訳案内士の養成など、インバウンドおもてなし力、こういったものの向上にさらに取り組んでまいりたいと思っております。

(登山計画書の提出について)

渡辺委員 本会議でもいろいろ質問が出ました安全登山、あるいは登山計画書という問題ですけれども、現在、有識者で構成する安全登山対策検討委員会でさまざまな計画がされているようですけれども、登山計画書の条例化というようなことも検討されているようです。

まだ集約されていないから県の方針ということについては定まっていないと

思いますけれども、非常に富士山が近いし、御坂山系があるというようなことで、山岳遭難救助なんていうことにも地元では出ておりますから、ちょっと関心がありますので伺いたいと思うんですけれども、一般的に、登山計画書や登山届け、こうしたものを警察に提出して遭難救助に役立てる、そんなイメージでありますけれども、これは法令等で決まっているんでしょうか。その辺について伺いたいと思います。

小田切観光資源課長 登山計画書と言ったり登山届と言ったりしているんですが、法令等に明確な定めというのはございませんで、慣習的なものとして警察のほうに出されまして、警察のほうではそれを、要は遭難後に場所を探すということに役立てているようです。

渡辺委員 検討委員会のメンバーに県の観光部とか防災局も入っているんですけれども、観光部で条例化するとしたら、遭難救助ということから言えばちょっと違うのかなという思いもあるんですが、どのような目的になるのか、その辺の考え方はどうなんでしょう。

小田切観光資源課長 確かに遭難救助というのは観光部の役割ではないと思っております、裏返しのようなことなんです、遭難救助が事後の話だとしますと、事前に安全な登山をしてもらって山岳観光を楽しんでもらいたいという趣旨で、観光部のほうで、今これを対応しているところでございます。

渡辺委員 今、そういうお話がありました。それがやはり正当かなと思うんですけれども、結局、条例化する場合のメインの課題というのは安全登山だと思うんですね。登山計画書はつくってもらえるんですけれども、登山計画書が安全登山に役立つと考えているわけですか。その辺の考え方はどうなんでしょう。

小田切観光資源課長 登山者が事前に山岳情報を収集するということと、自分の力量に合ったルートを選んだり、もしくは装備をするということが登山計画書の意義だと思っておりますので、それが安全な登山に結びつくものと考えております。

渡辺委員 ざっと思うに、厳しい山だとか、厳しい季節だとか、そうしたときにはやはり登山計画書は必要かなと思うんですけれども、夏の富士山なんか、大変な人が登りますね。こういう場合にどうなんでしょうか。長年の経験で安全対策等、山小屋の皆さんをはじめ観光業者の皆さんも議論しておりますけれども、登山計画書の提出の対象として考えているのでしょうか。この辺はどうですか。

小田切観光資源課長 今、設置しております外部の有識者からなる検討委員会の検討の中では、夏の富士山も対象にするという方向性で考えております。理由といたしましては、登山前の装備だとかルートの確認というのは、夏の富士山であろうとやはり例外ではないだろうというところから、夏の富士山も対象として検討委員会の中では考えられております。ただし、努力義務でもよいのではないかという意見もありました。

渡辺委員 出してもらえとなると大変な数ですね。後のチェックだとか何とかはどんなふうになるのかな。まだこれは決まっていないの。その辺について、見込みはどうですか。

小田切観光資源課長 確かに昨年度など、吉田口から15万人以上の夏の登山客が7月、8月ございました。そうしますと、ざっと言いますと15万通ぐらいの登山計画書が出てくるような話にはなるのですが、出てきたときにそれをどうするかというところまで、実は検討委員会のところでもまだ集約はされていない状態でございます。要は、チェック体制というのはどうするかということは、すみません、今後のお話になっております。

渡辺委員 一番大事なものはチェックでしょう。計画書だけ出させて、あとチェックしなければ、実際に安全に帰ってきたかどうなのかわからない。特に冬山の場合なんかは確認する必要があるかと思うんです。それについてはちゃんと検討して、どういうチェック体制ができるのか。ちょっと考えたときに、登山協力金の収集もあるじゃないですか。あれだって大変な事務ですね。今言う10何万もの計画書のチェックができるのかどうなのか、これは大変大事な問題だと思いますので、それについてはしっかり取りまとめてもらいたいと思います。

今後、検討委員会が進めていく中で、いろいろな議論をまとめるわけですが、どのようなスケジュールでここを進めていくのか、その辺について、お答えいただきたいと思います。

小田切観光資源課長 今後、検討委員会が意見を集約しまして、報告書というような形で県に提出がされる時期というのはまだはっきりわかりませんが、提出され次第、県としてその報告の内容、要は検討結果の内容を検討いたしまして、適切な対策がとれますように早急に取り組んでまいりたいと考えております。

渡辺委員 最後に伺いますけれども、観光部では登山計画書は、こうしたものについては、楽しんでもらうために出してもらおうという話がありました。しかし、大事なことは命を守るということだと思っただけですね。そうすると、ほかの部局との連携も必要であろうし、警察との連絡も重要になってくるわね。そうしたことを含めて、やはりこれは大きな問題です。どうしましょう、部長にまとめてもらうかな。この計画書の問題、あるいは安全登山の問題について、今、観光部で考えている方向性について、お願いしたいと思います。

樋川観光部長 検討委員会なんですけど、今度、7月の頭に第4回目の検討委員会がございます。今、いろいろ答弁させていただきましたが、ちょうど今、冬の富士山であるとか、非常に危険な地域がございますので、検討委員の先生方と、まずはできるところから始めて、そして見直しを重ねる中で、安全登山に資するようにしていこうという方向性で第4回目の検討委員会に臨んでいこうと思っております。

(地域限定特例通訳案内士の活動について)

杉山委員 先ほどの質問の中にも出たんですが、外国人観光客が伸びているというお話があったんですが、当然、山梨県にとっても、観光産業というのはこれから大事な産業になっていくんだろうというふうに思うんですけども、そういう中で、地域限定特例通訳案内士の制度を、昨年度、導入をしたということなんですけれども、これからオリンピックだとかいろいろなイベントを抱える中で、ますます重要な役割になるのかなという感じはするんですけども、今までのそういった案内士の取り組みだとか、どういった活動をされているのか、そんなことをちょっとお聞きしたいと思います。

古谷国際観光交流課長 県では、おっしゃるとおり昨年度から3年程度の計画で、地域限定特例

通訳案内士の養成を実施しているところでございます。昨年度につきましては、英語の有資格者が42名、中国語24名、タイ語につきましては、若干少ないですけれども4名の計70名が合格しまして、登録を行ったところでございます。登録者を対象に、県ではやまなし観光推進機構にあります富士の国やまなし観光ネットを通じて、希望する案内士の方々の情報を発信いたしましたり、あるいは年度末に、旅館ですとか、旅行事業者とか、観光事業者とのマッチングをして、活動をより活発にできるような体制を組んできているところであります。

登録した方々は、例えば青木ヶ原の樹海ツアーで通訳案内士として実際に活躍をされたり、あるいは民間団体の海外からのサイクリングツアーの案内をされたり、あるいは非常勤講師として県立大学等で教えたり、いろいろな方面で、徐々にではありますけれども、活躍の場が広がっているところであります。

杉山委員

いろいろな活動が広がっているという答弁なんですけれども、今現在、需給のバランスと申しますか、急激にふえてきている外国人観光客に対して、そういったニーズに対して、今、案内士が足りているのかどうか、こういった状況なんですか。

古谷国際観光交流課長 需給のバランスで言うと、逆に通訳案内士が足りないという状況ではまだないです。これは県としても東京オリンピック・パラリンピックが2020年にありますので、これに向けて、国でも2,000万人から4,000万人にふやしていこうという計画の中で動いておりますので、現在、準備期間中というふうに考えております。

ニーズがさらにふえるような形になるように取り組めればと思っております。今年度につきましては、特に研修を受けた方々がみずからツアーをつくったり、あるいはネットワークをつくって、一人一人でいるとやはり情報がないとかかわからないという状況がございますので、組織化をして、1つのよりどころをつくって、ニーズに応えられるようにしてまいりたいと考えております。

杉山委員

いずれにしても、国も県も外国人観光客をもっとふやしていこうということにあるわけで、そういう意味では、通訳案内士がこれからさらに活躍できるようなこともぜひ検討して、いろいろな取り組みをしていかなければならないと思うんですが、その辺の具体的な取り組み、これからこういったことをしていこうと、そういったことはありますでしょうか。

古谷国際観光交流課長 今年度につきましても、現在、募集中ですけれども、8月5日から県立大学におきまして、約50時間の研修を2週間程度で実施する予定でございます。加えまして、昨年度も実施いたしましたけれども、事業者さんとのマッチング、そして周囲への啓蒙活動、最終的には自走できるような組織を立ち上げて、その中で皆さんがいろいろなニーズに対応できるような形をつくってまいりたいと思います。

(地域連携DMOの取り組みについて)

塩澤委員

DMOの取り組みについて伺います。観光産業というのが山梨県にとって大変重要な産業というのは、こうやって観光部もあるというようなことで、重々、皆さん、承知しているだろうと思います。これをさらに基幹産業、もっとそういった産業に育てていこうという部分があるかと思いますが、そういう中で、昨年3月に観光産業活性化計画というものを策定されました。この計画を着実に実行していくための推進体制として、今年の4月にツーリズムビジネス活性化センタ

ーを設置して、組織が見直しされたと承知しています。

やまなし観光推進機構が、山梨の地域連携DMOとして、それを核にしてこの活動をスタートされたということではありますが、この観光産業収益力向上などに大きく貢献していただけると私も思っています。観光産業というのはいろいろ裾野が広くて、いろいろな産業がくっついてきますので、こういったセンターが中心になってやっていただけてということには本当に心強いかなというふうに思いますが、地域連携をしたDMOの取り組み状況ということでもって、何点かお伺いしたいと思います。

このセンターにおいて、県内の関係団体や観光事業者向けの支援を行っていると聞いていますけれども、このセンターの役割、体制というものはこういったもののなのか、まず伺います。

内藤観光企画課長 まず地域連携DMOの核となる組織として、ツーリズムビジネス活性化センター新設をしたものでありまして、このセンターには観光事業者の方たちの生産性の向上を支援する機能等を備えましたマネジメント支援担当と、観光客の動向データ等の分析に基づきますマーケティング機能を備えましたマーケティング支援担当の2つの担当を設けた中で、市町村、観光協会などの観光関係団体、それからホテル、旅館などの観光事業者への支援を行って、観光消費額のさらなる拡大や観光事業者の方たちの収益力向上を目指しております。

体制につきましては、県からの県職員1名と、その2つの担当にそれぞれ経営支援とマーケティング専門人材の計3人で4月から業務をスタートしておりまして、この7月からは県内金融機関から2名の職員派遣を受けまして、5名体制で取り組みを拡充しながら進めているところでございます。

塩澤委員 かなりしっかりした組織というか、かなり取り組みの強化というものが今のお話でうかがえるんですけども、今、スタートして3カ月たったということなんですけど、今現在のこれまでの取り組み状況というのはどんな状況なのか、説明をいただきたいと思えます。

内藤観光企画課長 市町村関係部署とか観光協会、ホテル、旅館などの宿泊関係事業者の方たち、関連産業が多岐にわたりますので、ワイナリーとか食品メーカー、物産の関係とか交通の運輸の関係の事業者の方などに対しまして、専門人材が個別に訪問を行わせていただいて、現状とか課題、要望等の聞き取り調査を行っております。6月末までで聞き取り件数は85件となっております。

また、そうした聞き取りの中から、これは継続していろいろな経営支援を行っていく必要があるといった案件に対しましては必要なアドバイス等を行っております。具体的には、例えば大手の旅館とか温泉施設、道の駅などで営業を行っている特産品の販売事業者やワイナリーなどを対象、それが11事業者に当たりますけれども、そういったところに対しまして、販売促進につながるような助言とか、またそういった販路開拓のための観光事業者につなげていくとか、取り次ぎをしたり、また今、外国人対応のニーズが非常に多いわけですけども、そういったことに対しての外国人向けのパンフレット作成の支援などを行っているところでございます。

(観光産業の生産性の向上に向けた取り組みについて)

塩澤委員 いろいろな産業があるのでいろいろ難しいとは思いますが、とにかくスタートしたと思っています。力強いかなと思えます。

次に、さっき水岸委員の質問にもありましたが、観光入込客統計調査というの

が発表されましたけれども、消費額が初めて4,000億円を超えたというようなことも発表されました。観光産業というのは宿泊だとかばかりではなくて、さっきも食の話も出ましたが、食、あるいは小売、それを提供する材料といえば、今度は農業も関係してくるというようなことでもって、いろいろなことが関係してくるのではないかなと思います。

こういったことの中で、観光消費額の増加というのは、私たち山梨県にとっても、観光産業が基幹産業となっていくって、大きな地域の雇用とか、そういったものにもつながってくる、とても重要なことだと思っていますが、体制を拡充した、まずはできた、けども、この観光産業の生産性の向上というものをもっとやっていかなければいけないのかなと思うんですけども、その辺はどういうふうに取り組んでいくのか、お伺いします。

内藤観光企画課長 委員御指摘のとおり、本当に観光産業は、ここからどういうふうになっていくかということで、力を入れていきたいと考えていますけれども、今後も、随時、そういった観光関係事業者の方たちに向けて、定期的に巡回訪問を行いまして一層の聞き取りとかを充実していくとともに、経営支援とかマーケティングの専門人材のいろいろな情報とか専門的知見を活用しながら、個々の事業者、それから観光地の抱える課題等に対応したいろいろな支援を行ってまいりたいと思っております。

特にホテルや旅館などの観光事業者向けに、生産性の向上ということをしっかり意識していただいて、それにしっかり取り組んでいただいくことを支援するために、契約規模別に生産性の向上講座を年10回開催することを計画しております。さらにそういった中で、より専門的に経営改善の取り組みを行いたいという要望がありました場合には、適切な専門的なコンサルタント会社を紹介して、その経費を20万円を上限に経費の3分の2まで助成するという制度を今回スタートさせておりますので、そういったことを活用した支援を行ってまいりたいと考えております。

塩澤委員

いろいろな対策をとっていただけるということで、それが功を奏するというか、花開くというか、活性化に向かっていくように期待したいと思います。

最後に1つ、どこもそうなんですけれども、この間の官公庁の宿泊統計を見ると、本県の宿泊施設の約7割が従業員が4人以下、小規模ということですね。そういったところは、生産性の向上といっても、今言ったような取り組みというのが、言われてもなかなか実行が難しいかなと思います。そういったところに細かく支援していくということも大変重要ではないかなと思いますけれども、その辺の対応はどういうふうにされていくのか、伺います。

内藤観光企画課長 特に訪問巡回においてはきめ細やかな個々のニーズを把握しまして、できるだけその体制とか考え方にあった適切な助言とか情報提供を行ってまいりたいと考えております。

それから、先ほど申し上げました生産性向上の講座の中で、特に小規模の事業者の方たちを対象としたコースを設けさせていただいて、例えば財務諸表みたいな、経営改善の基本となる部分、そういったものの作成とか活用方法、または有利な融資の利用方法とか、まずは取り組んでいただきやすい、そういった基本的、初歩的なことをテーマに始めるような形で、経営改善についての理解とか取り組みをやすくした中で、特に小規模のところの方たちには支援をしてまいりたいと考えております。



その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・ 閉会中に実施する県外調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、8月29日～8月31日の間実施することし、場所等については後日通知することとした。

以 上

農政産業観光久保田委員長 久保田 松幸